

商品名	けんしん どリーむ住宅ローン
1. ご利用いただける方	給与所得者、法人役員および個人事業主等の個人の方。
(1) 対象	団体信用生命保険に加入がみとめられる健康な方。
(2) 居住	県内に住所を有する方、または当組合営業地区内で事業を営む個人事業主の方。
(3) 年齢	ご融資実行日の年齢が、満 20 歳以上 60 歳以下、かつ最終弁済時の年齢が満 70 歳以下(70 歳 11 か月まで可)の方。
(4) 職種・業歴	・勤続年数、業歴は問いません。 但し、不安定な業種は対象外とさせていただきます。
2. お使いみち	(1) 自己所有(共有持分を含む)のための居住用住宅(マンションを含む)の新築・購入・増改築および宅地の購入資金。 ※門扉、ガレージ、外構工事資金、造成工事、旧住宅等の取壊し費用。 (2) 店舗、事務所等の併用住宅(居宅部分の割合は問いません)。 (3) 住宅資金および住宅関連資金の借換資金。 (4) 上記(1)～(3)にかかる長期火災保険料、登記費用等の諸費用を含めることができます。 (5) 次のものは対象外とさせていただきます。 ① 60㎡以下の宅地の取得 ② 50㎡以下の建物の取得 ③ 建築基準法の準拠しない住宅の取得 ④ 借地上の建物取得(新築を含む資金) ⑤ セカンドハウス資金 ⑥ 県外居住資金 ⑦ 売買の場合において重要事項説明書の取得が出来ない先 ⑧ 開発行為、エリア指定等以外の市街化調整区域への建築

3. ご融資金額	100 万円以上 3,000 万円以内(10 万円単位) ※融資金額の上限は見積書の金額(土地の場合は売買価格)＋諸経費(100万円以内)。 ※事業者ローン残高含め 5,000 万円以内とさせていただきます。								
4. ご融資期間	1 年以上 35 年(1 年単位)最終弁済が 70 歳 11 か月まで 元金据置期間は 6 ヶ月以内								
5. ご融資利率	・組合所定の利率とします。 ・変動金利(当組合の短期プライムレートを基準として見直しします。) ※当組合の所定の条件により、基準金利より最大 1.2%金利を割引きます。								
6. ご返済方法	・元金均等返済又は元利均等返済 ※半年分の増額返済を併用できます。この場合、増額返済分の元金(10 万円単位)は融資金額の 50%以内とさせていただきます。								
7. 担保・保証人 (1) 担保 (2) 保証人 (3) 火災保険 (4)団体信用生命保険	ご融資対象の土地・建物に、原則として第1順位の抵当権を設定させていただきます。なお、同一敷地内の登記済および未登記建物(未登記増築部分を含む)ならびに私道持分等(土地所有者が共有となる場合は、その持分)についても、原則として第1順位の抵当権を設定させていただきます。 1 名 建物には長期火災保険を付保し、その保険金請求権に質権を設定させていただきます。 当組合の指定する団体信用生命保険にご加入いただきます。								
8. 手数料等	・ご融資時に印紙代と用紙代 3,300 円(税込)、並びに不動産担保取扱手数料 55,000 円(税込)が必要となります。 ・繰上げ返済する場合、残存期間に応じて手数料が必要となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>残存期間</th><th>手数料(税込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 年以上</td><td>6,600 円</td></tr> <tr> <td>5 年以上</td><td>2,200 円</td></tr> <tr> <td>1 年以上</td><td>1,100 円</td></tr> </tbody> </table>	残存期間	手数料(税込)	10 年以上	6,600 円	5 年以上	2,200 円	1 年以上	1,100 円
残存期間	手数料(税込)								
10 年以上	6,600 円								
5 年以上	2,200 円								
1 年以上	1,100 円								

9. 返済試算額の入手方法	ホームページ上でご返済額の試算ができます。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室にお申し出ください。 【茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室】 電話：0120-310-206 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、各営業店にポスターを掲示しているほか、当組合のホームページにも掲載していますのでご覧ください。 ホームページアドレス https://www.kenshinbank.co.jp/ ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記茨城県信用組合リスク管理部または以下のしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）

☐ 詳しくは、当組合の本支店窓口へお問合せください。

☐ ご利用には所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。